

資料 4-12

(4-12-1 ~ 4-12-2)

# 説明資料

(諮問第 507 号関係)

・ ぶり



## 「別紙 2-51 ぶり」における大臣管理区分及び道府県のステップ 2 への移行について

## 1 変更の趣旨

- (1) 特定水産資源であるぶりについては、令和 8 年 4 月 1 日から資源管理基本方針第 1 の(5)の②に定めるステップ 2 (ステップ 1 の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階)への移行に関する諮問・答申を行った。
- (2) 本資源の管理年度は、① 4 月 1 日から翌年 3 月末日まで、② 7 月 1 日から翌年 6 月末日までの 2 パターンの組合せで管理が行われている。
- (3) 今般、②で管理を行う大臣管理区分及び道府県(参考)について、令和 8 年 7 月 1 日から、資源管理基本方針第 1 の(5)の②に定めるステップ 2 に移行するにあたり、資源管理基本方針の「別紙 2-51」について、所要の変更を行う。

(参考) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

## 2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

(以上)

変更後	変更前
<p>(別紙2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 管理年度 大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ2) 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ2) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> <p>第3～第9 (略)</p>	<p>(別紙2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 管理年度 大臣管理区分 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 都道府県 以下の①及び②の区分に応じた期間とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次に掲げる道府県 7月1日から翌年6月末日まで (ステップ1) 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県</p> <p>第3～第9 (略)</p>

# ブリの資源管理について

令和8年5月

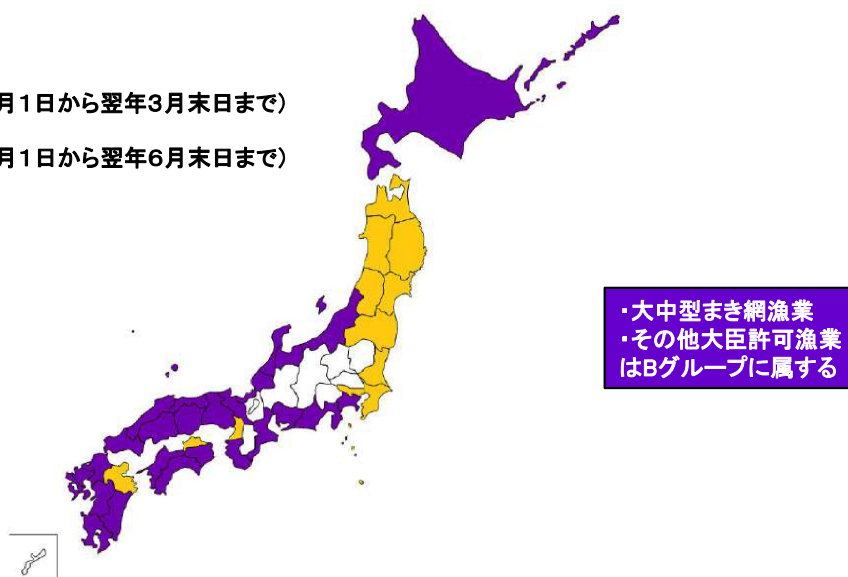
水産庁

## 管理期間

管理期間は、①4月1日から翌年3月末日まで(Aグループ)、②7月1日から翌年6月末日まで(Bグループ)の2パターンの組合せでTAC管理を開始。

 Aグループ(管理期間は4月1日から翌年3月末日まで)

 Bグループ(管理期間は7月1日から翌年6月末日まで)



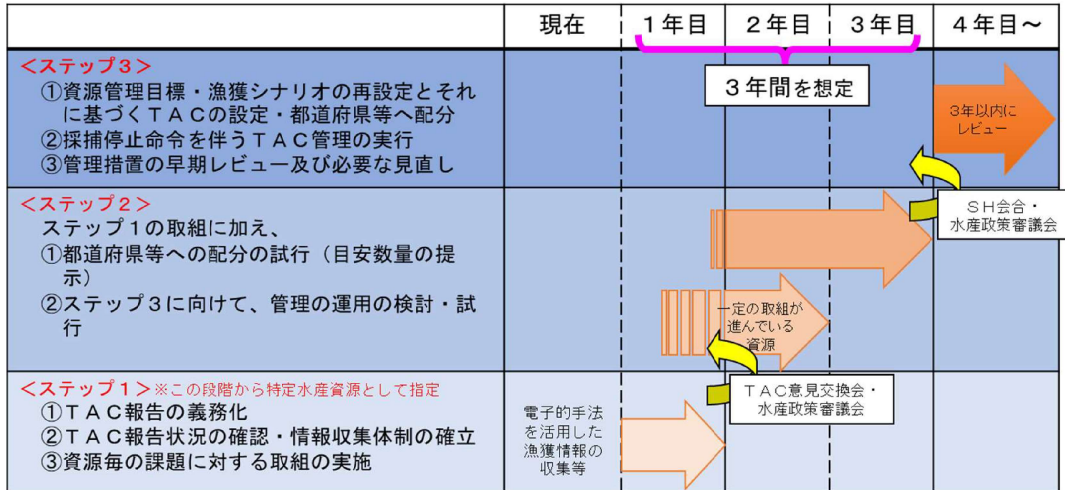
【直近3か年の漁獲実績シェア平均値の比較】

Aグループ	Bグループ
16.6%	83.4%

# TAC管理のステップアップの考え方

- 新たなTAC資源については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 具体的には3つのステップに分けて、通常のTAC管理移行に向けたプロセスを確実に実施していく。
- ステップ2までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行。このため、ステップ3へ移行する前にはステークホルダー会合を開催し、ステップ2までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施する(ステップ1・2で3年間を想定)。

【ステップアップ管理のイメージ】



## ブリの資源管理における検討スケジュール(イメージ)

